

表1 身体障害者等軽自動車税減免適用範囲表

障害等の区分		身体障害者手帳等の障害の級別	戦傷病者手帳	
視	覚	障害	1級～3級及び4級の1	特別項症～第4項症
聴	覚	障害	2級及び3級	特別項症～第4項症
平	衡	機能障害	3級	特別項症～第4項症
音声機能障害	本人運転	3級(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	特別項症～第2項症 (左カッコに同じ)	
上	肢	不自由	1級、2級の1及び2級の2	特別項症～第3項症
下肢不自由	本人運転	1級～6級	特別項症～第6項症、第1～第3款症	
	生計同一者	1級、2級及び3級の1	特別項症～第3項症	
体幹不自由	本人運転	1級～3級及び5級	特別項症～第6項症、第1～第3款症	
	生計同一者	1級～3級	特別項症～第4項症	
上	肢	機能障害	1級及び2級(2級のうち上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	
移動機能障害	本人運転	1級～6級		
	生計同一者	1級～3級(3級のうち下肢のみに運動機能障害がある場合を除く)		
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・膀胱・直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症～第3項症	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級		
併合障害	本人運転	1級～4級		
	生計同一者	1級～3級		
精神障害	(生計同一者、常時介護者が運転)	療育手帳の総合判定A(ただし、特別支援学校への通学に使用する者については、B1及びB2を含む。)		
		精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級		